

## 令和元年度 第4回理事会の開催

令和元年度 第4回理事会が、令和元年9月11日、明治記念館・鳳凰の間において開催された。本理事会では、議決事項として、「第1号議案 副会長の順序に関する件」、「第2号議案 役員候補者推薦管理委員会委員の選任に関する件」、「第3号議案 日本獣医師会会長特別感謝状に関する件」、「第4号議案 賛助会員入会に関する件」について諮られ、承認された。次に協議事項として、「2022アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催に関する件」について協議し、了承された。続いて説明・報告事項として、「1 北海道胆振東部地震に関する件」、「2 2019動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”に関する件」、「3 獣医学術学会年次大会に関する件」、「4 特別委員会及び部会委員会に関する件」、「5 獣医学術地区学会に関する件」、「6 当面の課題への対応方針（ロードマップの策定）に関する件」、「7 全国獣医師会会長会議の常設議長及び副議長に関する件」、「8 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）」、「9 その他」について説明、報告がなされ、連絡事項として、「1 当面の主要会議等の開催計画に関する件」、「2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件」が説明された。第4回理事会の議事概要は下記のとおりである。

### 令和元年度 第4回理事会の議事概要

I 日 時：令和元年9月11日(水) 14:00～17:00

II 場 所：明治記念館・鳳凰の間

III 出席者：

【会 長】 藏内勇夫

【副 会 長】 砂原和文, 村中志朗  
境 政人 (兼専務理事)

【地区理事】 浦山良雄 (東北地区)  
鳥海 弘 (関東地区)  
宮野浩一郎 (中部地区)  
玉井公宏 (近畿地区)  
木原敏博 (中国地区)  
篠原公七 (四国地区)  
草場治雄 (九州地区)

【職域理事】 佐藤れえ子 (学術・教育・研究)  
西川治彦 (産業動物臨床)  
大林清幸 (小動物臨床)  
横尾 彰 (家畜共済)  
仲山美樹子 (家畜防疫・衛生)  
加地祥文 (公衆衛生)  
佐伯 潤 (動物福祉・愛護)  
栗本まさ子 (特任)

【監 事】 宇佐美 晃, 小山田富弥, 柴山隆史

【オブザーバー】 北村直人 (顧問・日本獣医師連盟委員長)  
酒井健夫 (顧問)

【欠 席】 高橋 徹 (北海道地区)  
安田辰巳 (東京地区)

IV 議 事：

【議決事項】

第1号議案 副会長の順序に関する件

日獣会誌 72 642～649 (2019)

第2号議案 役員候補者推薦管理委員会委員の選任に関する件

第3号議案 日本獣医師会会長特別感謝状に関する件

第4号議案 賛助会員入会に関する件

【協議事項】

2022アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催に関する件

【説明・報告事項】

- 1 北海道胆振東部地震に関する件
- 2 2019動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”に関する件
- 3 獣医学術学会年次大会に関する件
- 4 特別委員会及び部会委員会に関する件
- 5 獣医学術地区学会に関する件
- 6 当面の課題への対応方針（ロードマップの策定）に関する件
- 7 全国獣医師会会長会議の常設議長及び副議長に関する件
- 8 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
- 9 その他

【その他の報告・連絡事項】

- 1 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- 2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

V 会議概要：

【開 会】

事務局から定款第41条に規定された定足数を満たし、本理事会が成立することが報告され、開会した。

## 【会長挨拶】

### 1 冒頭、藏内会長から大要次の挨拶がなされた。

「役員各位におかれては、大変お忙しい中令和元年度第4回理事会に出席いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、北村、酒井両顧問にも出席いただいているが、北村顧問には、動物愛護管理法の一部改正及び愛玩動物看護師法の制定にご尽力をいただき改めて感謝申し上げます。

現在、各地区の大会に出席させていただいているが、それぞれの地区では学会も活発に開催され、役員一同、大変温かく迎えいただき改めてお礼申し上げます。

今年も台風の上陸が危惧される季節となったが、先般、8月末には九州北部において秋雨前線による記録的大雨がもたらされ、福岡県、佐賀県、長崎県では被害が報告されている。私は会議等に招かれ挨拶をする際、わが国では常日頃より大規模な自然災害の発生に留意する必要がある旨話しているが、災害発生時には早期避難が最も重要である。その上で、地域における様々な分野の専門家と連携して災害対応に尽力をいただきたい。日本獣医師会においても万全を期して災害対応に引き続き取り組みたいと考えており、今後ともご支援をお願い申し上げます。

さて、豚コレラについては、発生から1年を経過しても未だに終息が見込めず、現場からは悲痛な声が寄せられており、農林水産省においても今後の対応方針を早期に提示されることを期待している。

また、動物愛護管理法の一部改正及び愛玩動物看護師法の制定については、施行までの間、様々な運用上の課題について論議がなされるが、本会としても政省令等が実情に見合った方向に整備されるよう積極的に意見具申に努めたいと考えており、本2法案の成立に尽力いただいた北村顧問からもご発言いただきたい。

本日は、今後の本会運営に対し重要な議題があり、忌憚のないご意見を願ひし、挨拶に代えさせていただきます。」

### 2 続いて北村顧問から、動物愛護管理法の一部改正及び愛玩動物看護師法の制定については、今後、役員各位にもご指導をいただきながら、本法の趣旨が現場において適正に実施されるよう取り組みの推進に努めたいと考えている旨挨拶がなされた。

### 3 定款第40条の規定に基づき、藏内会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

## 【議決事項】

### 第1号議案 副会長の順序に関する件

境副会長から、第76回通常総会における役員選任、さらに第3回理事会における代表理事及び執行理事の選

定において、副会長3名が選定されたことに伴い、定款第27条（理事の職務及び権限）第3項の規定に従い副会長の順序は、業務運営幹部会（8月23日開催）において、砂原和文副会長、村中志朗副会長、境政人副会長の順序とした。このことについて理事会の承認が求められ、異議なく可決された。

### 第2号議案 役員候補者推薦管理委員会委員の選任に関する件

境副会長から、日本獣医師会役員候補者選任規程第6条第2項において、推薦管理委員会の委員は、会員構成獣医師のうちから予め理事会の承認を得た上で、会長が委嘱することとされているが、現委員の任期が令和元年9月末日のため、新たな委員を委嘱することについて理事会の承認が求められ、異議なく可決された。

### 第3号議案 日本獣医師会会長特別感謝状に関する件

境副会長から、去る6月25日をもって副会長を退任した酒井健夫氏（本会役員在任連続5期、10年以上の者を対象とする申合せに該当）に対し、日本獣医師会褒賞規程第2条第3項の規定に基づき、日本獣医師会会長特別感謝状を授与することについて理事会の承認が求められ、異議なく承認された。

### 第4号議案 賛助会員入会に関する件

境副会長から、入会申込みのあった学生個人会員1名について入会の可否が諮られた後、異議なく可決された。

## 【協議事項】

### 2022 アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催に関する件

境副会長から、日本はFAVA設立当初から加入し、過去に椿精一元会長、杉山文男元会長がFAVA会長を務めた経緯があり、これまで日本でFAVA大会を2回開催している。設立からのメンバーである主要な国は、既に自国で同大会を3回開催しており、わが国では前回開催から20年が経過していることから、2022年の大会について福岡県で開催することとして立候補したい。なお、本大会は10月16、17日にフィリピンのボラカイで開催されるFAVA代表者会議にて、開催立候補国からのプレゼンテーションが行われた後、開催地が決定される予定である旨説明がなされた。補足して、藏内会長から、福岡県では、アジアに開かれた国際県づくりを大きな政策とし、国際会議等の誘致に積極的に取り組んでおり、すでに福岡県知事に賛同いただいている旨説明がなされ、異議なく了承された。

## 【説明・報告事項】

### 1 北海道胆振東部地震に関する件

境副会長から、本地震災害に対して、本会では「平成30年北海道胆振東部地震動物救護活動等支援金」を設置し、全国の獣医師会及び会員構成獣医師から総計9,070,599円の支援をいただいた。これについては、北海道獣医師会からの要請に基づき、本会から本年3月に6,354,389円、7月に656,410円を送金したところである。なお、残金2,059,800円は九州災害時動物救援センターの支援に充てる旨がお礼とともに報告された。続いて、西川理事から、これまでの支援に対するお礼が述べられた。

### 2 2019動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”に関する件

境副会長から、「2019動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」については、令和元年10月5日(土)10時～17時、東京都駒沢オリンピック公園において、関係省庁、地元自治体、関係団体からの後援、全国55の地方獣医師会、16の獣医学系大学をはじめ、関係機関・団体・企業から協賛・協力を得て開催する予定であり、多くの参加者を期待している旨説明された。

### 3 獣医学術学会年次大会に関する件

境副会長から、令和元年度については、令和2年2月7日(金)～9日(日)、東京国際フォーラムにおいて本会が直轄して開催する予定であり、有意義な企画を準備しており関係者への周知をお願いしたい旨依頼された後、補足して佐藤理事から、7月31日に開催された令和元年度第1回学会正副会長会議においては、獣医学術学会年次大会を従来のような地方開催ができるよう努力すべき等の意見もあり、今後、関係会議等で議論したい旨説明がなされた。

### 4 特別委員会及び部会委員会に関する件

(1) 境副会長から、特別委員会については“One Health”推進特別委員会の課題別委員会である薬剤耐性(AMR)対策推進検討委員会、狂犬病予防体制整備検討委員会及び動物飼育環境整備推進特別委員会のマイクロチップ普及推進検討委員会について次のとおり説明がなされた後、今期特別委員会の検討テーマ及び委員が紹介された。

ア 薬剤耐性(AMR)対策推進検討委員会では、6月18日に第3回委員会を開催し、報告書の取りまとめを行った。

まず、小動物獣医療における抗菌性医薬品に関する実態調査結果が示され、年間の使用量については、事前の予想では、人用医薬品の使用が90%と

想定していたが、動物用医薬品が40%近く使用されており、動物用医薬品があれば積極的に使用されると考えられること、系統別では、第一世代のセファロsporin系が45%、ペニシリン系が37%、フルオロキノロン系が9%使用されていることが確認された。委員からは、北海道・東北地区で比較的抗菌剤使用量が多いという傾向は、飼育者が遠方に住んでいるため、投薬時に期間を長目にとる傾向があると考えられること、人の医療分野での重要な第三世代セファロsporin系の使用を控えるという事例については、動物用医薬品業界でも供給側と使用する側の双方の意識共有が重要であること等の意見が出され、その意見を踏まえ、農林水産省及び動物医薬品業界に今後とも積極的に動物専用医薬品の承認推進を求める必要があるとされた。

報告書の取りまとめに関しては、「Ⅰはじめに」の後に「Ⅱ小動物獣医療分野におけるリスク管理」として、まず、「1 AMRアクションプランに基づく農林水産省の調査」、次に「2小動物診療施設における動物用・人用・輸入医薬品の使用実態調査」、さらに「3現状と課題」、最後に「4小動物医療分野における薬剤耐性リスク管理のあり方」の順に記載し、まとめとして「Ⅲおわり」を記載した。

なお、リスク管理上の課題として、①小動物臨床では伴侶動物としての犬や猫の生命と健康を守ることが最優先であるため、必然的に効果が高い抗菌剤を積極的に使用すること、②一方で、獣医師の裁量と経験に基づき使用している人用抗菌剤は、犬や猫用としての用法用量、使用上の注意等の適正使用のための科学的情報が乏しいこと、③感受性試験用のディスクなど、安価な試薬が少ないこと、④抗菌剤の適正使用のための基本的な条件が未整備である中で、獣医師にさらに「慎重使用」を求めることは困難であること等記載した。

また、動物用医薬品製造販売業者が動物専用医薬品の開発を積極的に行わない理由として、①市場規模が小さいため多額の研究開発・製造費用をかけても回収できないこと、②臨床試験資料を不要とする特例措置が講じられたが、需要の高いフルオロキノロン系あるいは第三セフェム系等の薬剤が除外をされるとともに、要求される様々な附属データの提出に対応できないこと、③小動物用抗菌剤は人用抗菌剤に比べ割高となり、動物用医薬品を開発しても獣医師が使用するのか疑問であること等を記載した。

さらにこれらを解決するための提言として、①農林水産省が実施するモニタリングには積極的に協力する一方、結果として示される薬剤耐性状況につい

ては、診療にも活用し有効な抗菌剤選択に活用すること、②本会、動物用医薬品業界及び農林水産省が連携して、動物用抗菌剤の開発を促進するとともに、用法・用量、使用上の注意に基づく適正使用を確保した上で、さらにAMR対策としての慎重使用を推進する一方、そのため従来の特例措置についても業界が対応できるよう見直しを行う必要があること、③人用の医療分野で重要なフルオロキノロン系等製剤のうち、小動物臨床現場で使用されている薬剤は、小動物用抗菌剤として積極的に承認していただき、科学的根拠に基づく用法・用量に従った適正使用を遵守させた上で、薬剤耐性対策としての慎重使用を指導することを提言した。

イ 狂犬病予防体制整備検討委員会については、報告書の取りまとめが行われた。

まず、「I はじめに」の次に「II 狂犬病予防対策の一層の普及を目指して」として、「1 都道府県、市町村との強固な連携による効果的な広報」については、市町村は事務処理体制が脆弱なため、獣医師会が予防接種事業の一括事務受託を積極的に推進する必要があること、「2 医師会との連携を生かした普及啓発」については、日本医師会と日本獣医師会、地域における医師会と地方獣医師会は学術連携協定に基づく連携シンポジウムの開催等、引き続き様々な取組みの中で、狂犬病対応も含め人と動物の共通感染症として普及啓発を図る必要があること等を記載した。

次に「III 飼育者の利便性向上による予防注射率の向上」として、「1 犬鑑札の代替措置としてのマイクロチップによる登録制度」のうち「(1) 動物愛護管理法の改正に基づくマイクロチップによる犬鑑札の代替促進」については、市町村と連携しつつ、マイクロチップの登録推進と併せて狂犬病事業の普及啓発を進める必要があること、「(2) 狂犬病予防法に基づく犬の登録等におけるマイクロチップのさらなる活用」については、飼い主の利便性を踏まえた“ワンストップサービス”の実現、5年後の改正を見据えたマイクロチップの注射済票の代替措置、予防注射の実施情報の登録等を推進する必要があること等を記載した。

続いて「2 飼育者の利便性を高め、支持される情報登録基盤システムのあり方」のうち、「(1) 関連業界団体等と連携した情報登録基盤システムの整備充実」については、アニマルクラスターの実現による、飼い主のための様々な関連業界からの情報やサービスの提供の推進が必要であること、「(2) 携帯情報端末による利便性の確保」については、スマートフォン対応等、狂犬病予防注射率の向上につ

ながる情報登録基盤システムの整備について検討が必要であること、「(3) 飼育者の利便性向上を図るための地方獣医師会等との連携によるシステム構築」については、各地域での狂犬病予防注射事業を担う地方獣医師会の役割が一層重要になることから、本会と地方獣医師会が緊密に連携をとりながら、狂犬病予防法に基づく情報、動物愛護管理法に基づく情報、アニマルクラスター事業における付加価値情報の登録を三者一体的に運用することにより事業効率を高め、併せて飼い主のサービス向上を図る必要があること等について記載した。

さらに「IV ワクチンの安定確保・供給に向けて」として、「(1) 国内におけるワクチンの安定確保・供給」については、狂犬病が発生した際の人用あるいは犬用のワクチンの安定供給を実現すること、「(2) 都道府県、市町村、獣医師会、製薬会社による対応マニュアル等の策定」については、その必要性等について記載した。

最後に「V わが国の狂犬病ワクチン接種の見直し意見に対する日本獣医師会の見解」として、「(1) OIEによる獣医組織能力(PVS)評価報告書の公表」では、わが国の狂犬病政策を緩和すべきとの意見、「(2) 狂犬病ワクチン接種の必要性に関する疫学研究結果の発表」では、日本でのワクチン接種義務づけの必要性の疑義について記述した後、「(3) PVS評価及び国内疫学研究報告に対する日本獣医師会の見解」として、豚コレラの野生イノシシでの感染報告、台湾におけるイタチアナグマでの狂犬病発生事例、WHOあるいはOIEにおける2030年までに犬からの感染による人の狂犬病をゼロにするという目標の掲示、毎年世界中で5、6万人が死亡している現状等を踏まえ、現状ワクチンの接種の義務化を緩和する状況になく、疾病のコントロールの取組みに本会の経験を生かしていくことが、現在日本の役割である等記載し、報告書として取りまとめた。

ウ マイクロチップ普及推進検討委員会については、報告書の取りまとめが行われた。

報告書には、「I はじめに」で、自由民主党のどうぶつ愛護議連のプロジェクトチームから、販売用犬・猫へのマイクロチップの装着登録の義務化について提案がなされた際、本委員会では本法改正の動きを見ながら並行して検討することとしていたが、以降、1年以上にわたり議連における議論がされなかったため、委員会での検討ができず、1回のみ開催に止まったこと等を記載した。

そのため次に「2 マイクロチップ登録事業に対する取組みの経緯」として、これまでの本会の対応等を記載したこと、特に同プロジェクトチームが示した

「マイクロチップの装着・情報登録制度の骨子について(案)」に対する本会の考え方の要請や小動物臨床現場から、マイクロチップの装着部位の意見に対し、「背部肩甲骨左側の皮下」が望ましい旨見解を示したこと等も記載し、報告書を取りまとめた。

(2) 境副会長から、各部会委員会の開催状況、今期委員会の検討テーマ及び委員が紹介された後、各担当部長である職域理事等から次のとおり説明がなされた。

ア 大林理事から次のとおり説明がなされた。

小動物臨床部会における小動物臨床委員会については、報告書の取りまとめを行った。

報告書では、①愛玩動物看護師について、愛玩動物看護師が行うことができる獣医療の行為の範囲として、国家資格を有していない者においても従来の業務が継続できることを念頭に、注射、投薬、採血、マイクロチップの装着等については、愛玩動物看護師が行うことが望ましい旨整理したこと、よりよいチーム獣医療提供については、小動物診療獣医師に対する愛玩動物看護師の積極的雇用の促進、国家資格未取得者の資格取得の促進及び従来からの業務の継続による安定供給的な診療体制の維持等が必要であること等を記載した。なお、本課題は、日本動物看護職協会等からも様々な意見聴取を行うとともに、動物看護師統一認定機構とも調整して円滑な制度の運用に努めたい。

②獣医療の広告規制について、医療は広告規制が大幅に緩和されることによって、医師に関わる情報等が広範に提供されるようになったが、獣医療においては広告規制の緩和について検討の最中である。これに対して、獣医療も専門医制度を確立し、専門医資格を広告できるように対応することとし、まず、本会に関係者による「専門獣医師協議会」を設立して、農林水産省に対し、獣医療法第17条における動物医療広告規制の一部緩和の要請を含め、様々な課題を協議し、専門医制度を構築すること等を記載し、報告書を取りまとめた。

イ 佐伯理事から次のとおり説明がなされた。

動物福祉・愛護部会の日本動物児童文学賞審査委員会について、7月11日に第31回委員会を開催して審査を行い、大賞1作品、優秀賞2作品、奨励賞5作品を選定した。なお、大賞、優秀賞の受賞者の表彰は、令和元年9月22日に動物愛護週間中央行事屋内行事の会場である台東区生涯学習センターで開催し、上位3作品は、作品集として製本の上、都道府県等の関係機関、小学校等の教育研究機関及び図書館等に配布される予定である。一方、委員会では審査基準(案)についても協議した。

また、同部会の学校動物飼育支援対策検討委員会については、令和元年8月21日に第5回委員会を開催した。處委員が委員長に、桑原委員が副委員長に選任された後、①学校におけるOne Healthの実践に向けた検討として、学校飼育動物の健康診断のガイドラインを作成し、地方獣医師会に配布するとともに、実績の報告も行うこととした。②動物愛護管理推進計画のあり方についての検討として、本委員会から、各都道府県における動物愛護管理推進計画の見直しの際に、学校動物飼育支援に係る獣医師及び地方獣医師会の関与について記載してもらうよう、地方獣医師会に発信することとした。③地方獣医師会における学校動物飼育支援実態調査の実施については、アンケートを継続することとした。④がっこう動物新聞の発行については、日頃から連携のある地方獣医師会から、各県の教育委員会、学校に送付する方が効果的であり、地方獣医師会と学校を結ぶツールとして活用するべきとした。⑤令和元年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会に合わせた拡大会議(意見交換会)及びシンポジウムの開催については、従来のシンポジウムは開催を見合わせ、拡大会議を充実させ、獣医学術学会年次大会の期間中に開催することとした。

なお、10月1日には、第2回の動物福祉愛護委員会の開催を予定しており、課題である緊急災害時動物救護活動と獣医療提供体制復旧支援の取組みについて、本会で取りまとめた「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」及び「日本獣医師会災害対策マニュアル」の活用と実施の方策について検討する。また、熊本の地震以後、地方獣医師会の取組み体制等の調査、さらに昨年開催した、災害をテーマとした拡大会議を開催して、「日本獣医師会災害対策マニュアル」について、地方獣医師会の危機管理体制と併せて意見交換をして体制整備に努めたいと考えている。

また、9月5日に第51回中央環境審議会動物愛護部会にも出席したが、今後毎月会議を行うこととされ、法改正に伴う動物管理基本指針、改正動物愛護管理法の施行に伴う施行規則等政省令の改正のため、マイクロチップ関連、安楽死、虐待動物の獣医師の届出義務化などの課題について議論する予定である。

ウ 境副会長から次のとおり説明がなされた。

職域総合部会の総務委員会について6月10日に第22回委員会を開催して、報告書を取りまとめた。

報告書については、まず、「I はじめに」で検討のテーマである、地方獣医師会における会員加入促進と本会の組織強化のあり方、女性獣医師の支援

対策の推進に加え、本会の業務運営幹部会あるいは理事会、監査等で指摘のあった事項について検討した旨記載した。

次に「Ⅱ 検討課題等における協議結果」として、「1 地方獣医師会における会員促進と本会の組織強化のあり方について」で、①日本獣医師会における休会制度については、地方獣医師会が育児休業、傷病休暇等による休会制度を設けた場合、本会会費等に関係する事項であり、次期委員会で検討すること、②地方獣医師会における入会金等については、転勤等で新たな獣医師会への加入の際、再度入会金を請求されるため、非会員となる事例もあり、地域の実情を考慮し、具体的な改善方策について次期委員会において検討すること、③女性獣医師支援対策の推進については、女性獣医師支援対策推進委員会で検討したことについて記載した。

次に「2 地区理事の業務について」として、①これまで地区理事の業務執行に要する予算計上について検討すべき旨の意見が出されたが、地区理事の職務内容は本会の理事会への出席、理事会審議事項等の各地区における報告及び情報共有、地区内の意見集約、役員改選時の調整等であり、その他特に追加すべき業務はないとした。ただ、地区理事の判断により必要な活動を行った場合には、実費を支給する旨記載した。

「3 日本獣医師会、地方獣医師会、地区獣医師会連合会との役割、業務等の分担について」の①組織関係については、団体会員制については、日本医師会と同様に直接会員の仕組みを検討するよう提案を受け検討したが、平成23年の公益法人移行の際の会員の総意による議決権数の変更、地方獣医師会の存在意義及び独立性の喪失、本会の事務量の大幅な増加等の課題を踏まえ、現状の会員制の維持が適当としたこと、地区制及び職域制については、地区獣医師会連合会に関する規定等はないことから、その位置づけを検討し、地区連合会としての総会の開催、役員・事務担当者会議の開催、地区学会幹事会・運営委員会の開催、地区学会及び地区大会の開催・支援等の業務等以外には、本会関係規程に規定すべき事項は見当たらず、現状維持とし、獣医学術地区学会、地区大会等における役割等を踏まえ、地方獣医師会の関係規程において規定することが望ましいとした。また、職域理事についても同様に現状のままとする旨記載した。

また、公益法人による他団体等の利益を図る行為の禁止については公益認定の基準の1つであり、一般社団法人の5会員、任意団体である地区獣医師会連合会に対する検討を行い、今後、支援ではなく、

本会事業として業務委託を行う方法で対応すること等記載した。

次に②事業関係については、まず、獣医学術学会年次大会については、近年は開催費が増加をしており、本会の負担が膨らんでいる状況を踏まえ、今後における開催方法について検討し、会場費とか交流会費等を抑制とともに参加者の増加が最重要であり、当面は経費節減の意味も含め本会が直接主催することとした。一方、参加者にとって魅力ある学会内容とするため、獣医療法に基づく広告制限の特例として「認定・専門獣医師制度」の対象となる研修プログラムを設け、参加の推進を図ること等記載した。

さらに獣医療提供体制整備推進総合対策事業による講習会については、今後とも、積極的に開催する一方、現在の座学中心から実技も増加する仕組み、「認定・専門獣医師制度」の構築にも役立てていく旨記載した。

一方、組織の強化対策については、10年ごとに10%以上組織率が低下しており、新規若手獣医師に対する有用かつ魅力ある活動を提供する必要があるとして、マイクロチップの法制化による狂犬病予防事業との一体的運用、アニマルクラスター事業等の実施により、事業の拡大と収益の拡大を目指すこと、学術面からは「認定・専門獣医師」のような資格を取れるメニューを学会等に設けることで対応する必要がある旨記載した。

その他、獣医学術講習会研修会事業、緊急災害時動物救護活動支援事業、マイクロチップ事業、獣医事対策等普及・啓発事業、提言活動、要請活動についても、関係委員会で検討するとともに地方獣医師会をはじめ、関係省庁、関係団体等と連携しながら取組みを進める旨記載した。

- (3) 質疑応答として、①地区理事の職務内容については、情報共有や意見集約が業務内容であり、そのため会議を開催する等、様々な事業の実施が求められるが、これらは地区獣医師会連合会が担っており、実際、地区理事が理事会で報告する自己の職務執行状況についても多くは地方獣医師会もしくは地区獣医師会連合会内での対応である。このような実情を踏まえれば、地区理事の情報共有等の業務に対する手当等を考慮する必要がある。②獣医学術学会年次大会については、本年度から本会の直接開催となるため、開催場所は東京都内が中心となり、経費の増大、他学会との同時期開催等の課題が懸念される。については期間を定めて地方開催へ移行する等、関係者による多角的な検討を依頼したい。③VMAT講習会について、一部の地方獣医師会ではVMATとは異なった組織を設置し、災害動

物医療研究会の策定したマニュアルとは異なった研修プログラムを使用しているような事例も仄聞しており留意すべき旨の意見が出された。

これに対して、境副会長から、①については、報告書の記載以外に地区理事が取り組むべき職務内容、取り組みを希望する業務等について具体的に提案いただければ、総務委員会を検討したい。②については、従来どおり年次大会の委託を希望する地方獣医師会があれば積極的に立候補いただきたい。なお、地区学会での優秀演題の年次大会における発表等を踏まえる必要はあるが、開催時期を変更したり、本会が直接開催する場合でも地方を開催地とすること等についても検討を進めたい。③については、現在、災害動物医療研究会で策定した研修プログラムに基づく講習会の受講者を本会で研修修了者として認定しているが、必要に応じて研修プログラムの改定も検討したい。なお、本年度で研究会の事業が終了することから、来年度からは全国統一的に本会での対応となり、希望する地域でVMAT講習会を開催すれば、受講者に対し蔵内会長名で修了証を交付する予定である。なお、本会が取り組む以前の受講者にも修了証を交付することにしており、本会のホームページに研修修了者の一覧を掲載する等して、各地方でのVMAT組織構築に活用いただきたいと考えている旨説明された。

## 5 獣医学術地区学会に関する件

(1) 境副会長から、獣医学術地区学会の運営の在り方については、昨年11月に開催された平成30年度第2回正副学会長会議以降、第4回理事会、学会幹事懇談会・学会幹事会議及び令和元年度全国獣医師会事務・事業推進会議等の関係会議、さらに獣医学術地区学会開催担当獣医師会あての通知（令和元年5月7日付け元日獣発第36号「令和元年度 獣医学術地区学会・地区連合獣医師大会の開催に係る関係書類等の提出について」）の中で、令和2年4月1日をもって本会が制定した「獣医学術地区学会運営規程」の廃止と、それに伴う「日本獣医師会学会運営規程」の一部改正について地方獣医師会をはじめ関係者への説明に努めてきた。

一方、令和元年9月に総務委員会が取りまとめた報告書においては、本件に関する今後の対応として、地区学会に対する所管区域を超えた事業活動との指摘、本会から地区学会への協賛金の支出等の課題を踏まえ、2つの案（①案の1：現状どおり地方獣医師会主催の公益目的事業として、地区内の地方獣医師会の持ち回りで開催する。その際、一般社団法人が行う場合には、法解釈では財政面で支援できないため、一般社団法人である地方獣医師会が担当する場合には、公益法人化を待って主催する等の課題がある。②案の2：

過去の地区三学会と同様に本会が一元的に主催する事業とする。一方、地区内の開催を担当しない地方獣医師会は本会との共催となり、分担支出する経費も含めて、開催を担当する地方獣医師会に対し、本会事業を委託する。その場合には、一般社団法人でも対応可能となるが、本会の公益事業となり、地方獣医師会の公益事業との位置づけが課題となる。）が提示された。

本件については、8月23日に開催された業務運営幹部会においても、本報告書に基づく慎重な対応が求められたことから、今後の本取組みの方向の参考に資するため、令和元年8月26日付メールにて各地方獣医師会あてに本2案のいずれの案を推進すべきか、意見（その理由）の送付を依頼した。その結果、42の地方獣医師会が回答され、2案に対する賛成、反対の意見が分かれる一方、両案ともに反対、両案の併用等の意見が出された。ついては、このたびの調査結果を踏まえ、改めて地区学会の運営の在り方を検討することとし、令和2年4月1日に施行することとした「獣医学術地区学会運営規程」の廃止及び「日本獣医師会学会運営規程」の一部改正については見送ることとした。なお、当面の対応として、総務委員会報告書及びこのたびの地方獣医師会の意見等を踏まえ、令和元年度及び2年度において総務委員会ですらに検討を行い、具体的な対応案を提案する。

さらに並行し、今回の地方獣医師会からの意見を踏まえ、①複数の都府県区域を対象とする地区学会について、各地方獣医師会の公益目的事業として輪番制による開催することの可否、②仮に①が認められない場合、本会が各地区学会を自ら公益目的事業とした上で、各地方獣医師会に事業運営を委託することになるが、各地方獣医師会は都道府県の区域を超える事業を受託することの可否、③地区学会を輪番制で主催する地方獣医師会が、公益社団法人の場合は案の1、一般社団法人の場合は案の2で対応することの可否、④②が認められる場合、受託した地方獣医師会においても本事業を公益目的事業に位置付けること可否、⑤巨大地震等の災害発生時の動物救護活動事業においては、本会、地区内外の地方獣医師会等からの広域的な支援が不可欠となるが、この動物救護活動事業について③同様に対応することの可否について内閣府公益認定等委員会事務局と協議する。これらの検討及び協議の結果を踏まえ、新たな獣医学術地区学会の運営体制については、各地方獣医師会での調整期間を経て令和4年4月からの施行を目標とする旨が説明された。

(2) 質疑応答として、①地区学会については、日本獣医師会の事業を各地方獣医師会が会員として実施することに何ら制限はないと思われ、単一、複数の地方獣医

師会による事業を問わず、委託しなくとも本会事業の実施は可能であることを踏まえ検討願いたい。②地区学会の今後の対応については、一般社団法人の地方獣医師会と公益社団法人と差を設けるような方向で取り組むべきではない旨の意見が出された。

これに対して、境副会長から、①については、すべての事業に委託契約が必要とは考えていないが、経費に関する部分は、委託契約に記載することにより、決算等で理事会の承認を得る際にも適正な運用等について明確に説明ができる。②については、公益法人認定法上、引き続き全ての地方獣医師会を支援するための方策を検討させていただいており、地方獣医師会に差を設けることなく平等に対応していることを理解いただきたい旨説明された。

## 6 当面の課題への対応方針（ロードマップの策定）に関する件

境副会長から、特別委員会及び職域別部会委員会等での検討事項である、認定・専門獣医師制度、マイクロチップ、獣医学術学会年次大会、愛玩動物看護師、組織の在り方等総務委員会での検討事項、動物感謝デー、国際交流の取組みについての今後の検討の工程、成果目標や課題等を取りまとめたロードマップを作成した旨説明がなされた。

## 7 全国獣医師会会長会議の常設議長及び副議長に関する件

境副会長から、本会定款施行細則第16条第4項及び第5項において、「全国獣医師会会長会議に常設の議長及び副議長各1名を置く」こととされ、「議長及び副議長は、地方獣医師会の中から会長が任命する」とされていることから、来る10月4日に開催される、令和元年度全国獣医師会会長会議の冒頭において、会長から常設議長として高橋埼玉県獣医師会会長を、常設副議長として和歌山県獣医師会会長である玉井理事を任命する旨説明された。

## 8 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

境副会長から、令和元年6月11日以降8月31日までの業務概況等について、各地区理事から職務の遂行状況について、それぞれ説明がなされた。

## 9 そ の 他

### 消費税増税に伴うマイクロチップ登録料の改定について

境副会長から、このたびの消費税増税に伴い、マイクロチップの登録料について、これまで税込み1,000円としていた登録料を、令和元年10月1日より税込み1,050円とする。なお、平成26年4月に消費税が8%に増税

した際、B方式（動物病院による登録）では税込み価格を1,000円のまま変えず、本体価格を事実上値下げする対応とした。一方、登録料をまとめて振込む方式のペットショップに対しては増税額を転嫁して1,029円としたため、登録料がダブルスタンダードとなっていた。このような状態は、受益者負担としての登録料の額が公平性に欠けるため、この機会に本来の登録料の本体価格である952円（5%の税込みで1,000円）を基に消費税を適正に転嫁（8%で1,029円、10%で1,047円であるため、端数を切り上げ）し、登録料を1,050円に統一する旨説明がなされた。

## 【その他の報告・連絡事項】

### 1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

境副会長から、当面の関係会議等の開催日程について説明がなされた。

### 2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

(1) 途中退席された北村連盟委員長の代理として、境連盟会計責任者から、次のとおり報告がなされた。

このたびの動物愛護管理法の一部改正及び愛玩動物看護師法の制定については、各位の長年の要請活動等が実った結果であり、改めてお礼を申し上げる。

また、この夏の参議員院議員選挙では、急遽、推薦候補者の変更があり、こちらは結果に結びつかなかったが、本人からも関係の皆様にお礼をお伝え願いたいとのことでありこの場を借りて報告させていただきたい。

なお、6月11日に第40回国家戦略特区諮問会議が開催され、会議の場で「国家戦略特区の今後の運営について」という文書が5人の委員の連名で提出された。文書には「岩盤規制改革のさらなる推進」という項目があり、「『岩盤規制改革のドリル』としての国家戦略特区の役割も、再生させなければならない」、「当面、特に以下の課題には緊急に取り組むべきである（今秋まで）」として、その中の「規制改革の全国展開」に、「特区での改革から数年が経ちながら、いまだに全国展開に進んでいない事項が多い。国家戦略特区の制度趣旨を貫徹するため、早急な対応が必要である。とりわけ、農地の企業所有、医学部・獣医学部の新設など」と記載され、その旨の提案がなされた。については、このような状況を承知いただき、必要に応じて要請活動等に協力願いたい。

## 【閉 会】

藏内会長から全ての議案が終了した旨報告され、円滑な議事進行への協力に対するお礼が述べられた後、事務局から閉会が告げられた。